

令和5年度の市教育委員会における主な取組

○ (仮称) 京田辺市教育振興基本計画の策定

教育基本法（平成18年法律第120号。以下「法」という。）第17条第2項で、地方公共団体は、その地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない旨を規定しています。

これまで、本市教育委員会では、毎年度、「京田辺市教育の方針」を策定し、学校教育並びに社会教育活動全般の指針としてきました。

令和5年度において、この「京田辺市教育の方針」の役割を引き継ぐとともに、教育委員会と市長がより一層連携し、中長期にわたる教育関係施策を総合的、計画的に推進していくために、本市においても、法の規定に基づく計画として「(仮称) 京田辺市教育振興基本計画」を策定することとしています。

➤ 計画の期間

令和6年度～令和13年度

➤ 公表

計画は、策定後すみやかに、市ホームページ等において公表します。

➤ 策定にあたって

策定にあたっては、学校教育審議会からもご意見を伺う機会を設けたいと考えています。また、児童・生徒、保護者及び市民を対象とした教育に関する内容のアンケートも実施しており、このなかで児童・生徒等が望む学校像についての項目も設定しています。

アンケート結果の集計後、本審議会でも情報共有を図りたいと考えています。

詳細については、今後、ご案内します。